

Vol. 10 No. 52 2014年12月

改正水質汚濁防止法の構造基準等における 適用猶予が終了します。

平成24年6月1日より施行された改正水質汚濁防止法により、有害物質使用特定施設と有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質使用特定施設等」）に係る構造、設備及び使用方法に係わる基準・規定が改正されました。既存施設の**適用猶予期限が平成27年5月末**に終了します。

構造基準等について下記に示します。

1. 構造基準等の遵守

有害物質の地下浸透による地下水汚染の未然防止を図るため、有害物質使用特定施設等の遵守すべき構造等の基準が設けられました。施設本体、設置場所の床面と周囲、配管、排水溝、地下貯蔵施設本体構造基準及び使用の方法等について、それぞれの基準が設定されています。

平成27年6月以降は既設の施設であっても、A又はB基準を満たす必要があります。

表1 構造等の基準

期間 対象施設	H24.6.1～H27.5.31	H27.6.1～
新設施設	A基準	
既存施設	C基準	B基準
	構造等がA,B基準に適合の場合はA,B基準でも可	構造等がA基準に適合の場合はA基準でも可

AとBの基準については別添の表を参照
 C基準：A,Bに該当しないもの

2. 定期点検の実施

有害物質使用特定施設等は定期的に構造等を点検し、記録を3年間保存することが義務付けられました。点検方法は新設、既設のA、B及びCの3基準それぞれに点検事項と頻度が定められています。概要は別添の表のとおりです。

3. 対象物質と対象施設

有害物質が対象となります。対象施設は、有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法に定められた特定施設、排水の全量を下水道に放流し公共用水域に排水しない施設も特定施設として追加)。また、有害物質を貯蔵することを目的としたタンク等の有害物質貯蔵施設も対象となります。

4. 事故時の措置

平成24年4月から新たに「指定物質」についても事故時の措置(応急の措置、事故状況の届出)が必要になりました。これにより、特定施設(有害物質)、指定施設(指定物質)、貯油施設(原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油及び動植物油の貯油又は処理施設)を有する事業場の設置者は、事故時の措置を講じる必要があります。

有害物質：カドミウムなどの人の健康に被害を生じるおそれのある物質(28種類)

指定物質：有害物質と油を除き公共用水域に大量に排出された場合、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれがある物質(56種類)

：平成26年11月現在

環境科学センター 水環境部 柿沼範洋

< 編集後記 >

日本が世界に誇る高速鉄道「新幹線」、最新の500系やE5系と言った新幹線には自然の造詣が応用されているのをご存知ですか？

時速300kmを超える高速走行を行う新幹線は、まさしく空気を切り裂き疾走します。その際、トンネル突入時の衝撃波(トンネル微気圧波)を軽減させる為、水中ヘダイブするカワセミのクチバシの形状を参考にしたそうです。また、パンタグラフの風切音を軽減させる為、フクロウの羽を参考にした、ポルテックスジェネレーター(乱流翼)と呼ばれる突起をパンタグラフに配置しています。

新幹線に乗る際、先端形状やパンタグラフに注目してみてください。



業務内容

調査・分析・測定部門（水質・大気・土壌・食品・品質調査・環境アセス 他）
 プラント・工事・メンテナンス部門（排水・用水処理の設計及び施行・各種メン 他）
 水処理薬品部門（ホーイラー・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品 他）
 環境保全機器部門（滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他）
 環境に係わる様々な問題に対応致します。お気軽にお問い合わせください。



本社・環境科学センター・
 環境保全センター環境装置部・
 群馬営業所・茨城営業所は
 環境マネジメントシステム
 ISO14001:2004の認証取得事業所です。
 環境科学センターは
 品質マネジメントシステム
 ISO9001:2000の認証取得事業所です。
ISO9001 ISO14001

表2 有害物質一覧

1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る。)
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1,2-ジクロロエタン
14	1,1-ジクロロエチレン
15	1,2-ジクロロエチレン
16	1,1,1-トリクロロエタン
17	1,1,2-トリクロロエタン
18	1,3-ジクロロプロペン
19	チウラム
20	シマジン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふっ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	塩化ビニルモノマー
28	1,4-ジオキサン

表3 指定物質一覧

1	ホルムアルデヒド	31	プロピザミド
2	ヒドラジン	32	クロロタロニル(TPN)
3	ヒドロキシルアミン	33	フェニトロチオン(MEP)
4	過酸化水素	34	イプロベンホス(IBP)
5	塩化水素	35	イソプロチオラン
6	水酸化ナトリウム	36	ダイアジノン
7	アクリロニトリル	37	イソキサチオン
8	水酸化カリウム	38	クロルニトロフェン(CNP)
9	アクリルアミド	39	クロルピリホス
10	アクリル酸	40	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
11	次亜塩素酸ナトリウム	41	アラニカルブ
12	二硫化炭素	42	クロルデン
13	酢酸エチル	43	臭素
14	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	44	アルミニウム及びその化合物
15	硫酸	45	ニッケル及びその化合物
16	ホスゲン	46	モリブデン及びその化合物
17	1,2-ジクロロプロパン	47	アンチモン及びその化合物
18	クロルスルホン酸	48	塩素酸及びその化合物
19	塩化チオニル	49	臭素酸及びその化合物
20	クロロホルム	50	クロム及びその化合物(Cr6+を除く)
21	硫酸ジメチル	51	マンガン及びその化合物
22	クロルピクリン	52	鉄及びその化合物
23	ジクロルボス(DDVP)	53	銅及びその化合物
24	オキシデプロホス(ESP)	54	亜鉛及びその化合物
25	トルエン	55	フェノール類及びその塩類
26	エピクロロヒドリン	56	ヘキサメチレンテトラミン
27	スチレン		
28	キシレン		
29	パラジクロロベンゼン		
30	フェノブカルブ(BPMC)		

別表1 有害物質使用特定施設等の構造基準

項目		A 基準	B 基準
施設本体の床面、周囲		床面はコンクリート、タイルなどの不浸透性材料とし、必要な場合には耐薬品性及び不浸透性材質で被膜	施設本体が床面に接して設置され下部に点検可能な空間が無施設本体の下部以外の床面、周囲は A 基準に適合する。装置本体からの漏洩を確認することが出来る
		防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受け皿又は同等以上の機能を有する	
		、と同等以上の効果を有する措置	施設本体が漏洩確認の為、床面より離して設置されているが、施設下部床面が A 基準に適合せず、それ以外の床面、周囲は A 基準に適合する。
配管	地上	下記のいずれにも適合すること イ. 有害物質を含む水の漏洩を防止できる強度を持つ。 ロ. 有害物質により容易に劣化するおそれのない材質。 ハ. 配管等の外面は腐食防止する方法により保護。 有害物質を含む水の漏洩が目視で容易に確認できるように床面から離して設置	有害物質を含む水の漏洩が目視で容易に確認できる。 下記のいずれかに該当すること。 イ. 配管がトンチ内に設置されている。 ロ. 配管からの有害物質を含む水の流量変動や漏洩等が確認できる措置が講じられている。 ハ. 同等以上の効果を有する措置
	地下・トンチ内	下記のいずれにも適合すること イ. トンチ内に設置されている ロ. トンチの底面・側面はコンクリート、タイルその他の不浸透性材料とし、必要な場合には耐薬品性及び不浸透性材質で被膜がされている。 同等以上の効果を有する措置	
	地下・その他	下記のいずれにも適合すること イ. 有害物質を含む水の漏洩を防止できる強度を有する。 ロ. 有害物質により容易に劣化するおそれのない材質 ハ. 配管等の外面は腐食を防止する方法により保護すると同等以上の効果を有する措置	
排水溝等		下記のいずれにも適合すること イ. 有害物質を含む水の漏洩を防止できる強度を有する ロ. 有害物質により容易に劣化するおそれのない材質 ハ. 必要な場合には耐薬品性及び不浸透性際室で被膜	配管からの有害物質を含む水の流量変動や漏洩等が確認できる措置が講じられ、地下浸透を確認する為の措置が講じられている。 と同等以上の効果を有する措置
地下貯蔵施設		下記のいずれにも適合すること イ. 地下貯蔵施設本体はタンク室内に設置され二重殻構造など漏洩防止の措置を講じた構造、材質とする。 ロ. 外面は腐食を防止する方法により保護する。 ハ. 有害物質を含む水の量を表示する装置を設置する又は水量が確認できる措置が講じられている。	下記のいずれにも適合すること イ. 有害物質を含む水の量を表示する装置を設置する。又は水量が確認できる措置が講じられている ロ. 有害物質を含む水の漏洩を検知する又は水量変動を計測する装置を備え、漏洩等を確認できる措置が講じられている。
		と同等以上の効果を有する措置	下記のいずれにも適合すること イ. 有害物質を含む水の量を表示する装置を設置、又は水量が確認できる措置が講じられている。 ロ. 漏洩防止の為、内部コーティングが行われている。 、と同等以上の効果を有する措置

別表2 有害物質使用特定施設等の点検内容

項目	点検事項	点検回数		
		A 基準	B 基準	C 基準
施設本体の床面、周囲	床面のひび割れ、被覆損傷	1 回以上/年	1 回以上/年	1 回以上/月
	防液堤等のひび割れ	1 回以上/年	1 回以上/年	
	床下への漏洩の有無	1 回以上/月		
施設本体	ひび割れ、損傷、亀裂の有無	1 回以上/年	1 回以上/年	
	有害物質含有水の漏洩の有無	1 回以上/年	1 回以上/月	
配管	地上	1 回以上/年	1 回以上/6 月	1 回以上/6 月
	地下・トンチ内	1 回以上/年	1 回以上/6 月	
	地下・その他	1 回以上/年	1 回以上/月	1 回以上/年
排水溝等	ひび割れ、被覆損傷の有無	1 回以上/年	1 回以上/6 月	1 回以上/月
	有害物質含有水の地下浸透の有無		1 回以上/月	
	有害物質含有水の漏洩の有無			1 回以上/年
地下貯蔵施設	有害物質含有水の漏洩の有無		1 回以上/月	
	有害物質含有水の漏洩の有無(内部気圧法等)	1 回以上/年	1 回以上/年	1 回以上/年
使用方法	管理要領からの逸脱、有害物質含有水の飛散、流出、地下浸透の有無	1 回以上/年	1 回以上/年	1 回以上/年